

第2部 独立行政法人評価の状況

第1節 独立行政法人評価制度等の概要

1 独立行政法人評価制度の概要

(1) 業務実績評価

ア 意義

独立行政法人制度においては、主務大臣の指示する中期目標の下で法人の運営における自主性・自律性を発揮させる一方、その業務の実績について事後的に評価を行うこととされている。評価の結果は、法人の業務運営の改善のみならず、役職員の人事、待遇等にも反映させることとしており、これらの仕組みを通じ、業務運営の効率化と国民に対して提供するサービスの向上等、国民の求める成果の実現を図ることが求められている。

このように、事後評価が独立行政法人制度の不可欠な要素となっていることから、独立行政法人の業務の実績の評価は、中立・公正な立場から客観的に実施されることが重要である。このため、各府省に第三者評価機関である府省評価委員会を設置して評価を行うとともに、さらに総務省に全政府レベルの第三者評価機関である政策評価・独立行政法人評価委員会を設置し、独立行政法人の評価の客観的かつ厳正な実施を確保する仕組みとされている(府省評価委員会の詳細については、資料 22「府省独立行政法人評価委員会 委員会名簿(平成 26 年4月1日現在)」を参照)。

イ 府省評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会の役割

独立行政法人の各事業年度における業務実績の評価に当たっては、i)府省評価委員会は、「当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定」(通則法第 32 条第2項)を行い、その評価結果を法人及び政策評価・独立行政法人評価委員会に通知するとともに、必要に応じ、業務運営の改善等についての勧告をすることができる(同条第3項)、ii)政策評価・独立行政法人評価委員会は、府省評価委員会から通知された評価結果について評価を行い、「必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる」(同条第5項)こととされている(図表 40「業績評価及び見直しのスキーム」参照)。

また、独立行政法人の中期目標期間における業務実績に関する評価に当たっても、府省評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会が各事業年度における業務実績に関する評価等と同様に評価等を行うこととされている(通則法第 34 条)。

(2) 中期目標期間終了時の見直し等

ア 意義

独立行政法人については、各独立行政法人の中期目標期間の終了時において、主務大臣がその組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずることとされており、このような定期的見直しは、独立行政法人制度の事後チェックシステムの中核をなすものである。

また、この見直しの仕組みは、社会経済情勢等の変化に対応し、独立行政法人が担う必要性が乏しくなった事務及び事業の廃止、民営化等を的確に行うとともに、時宜に応じた独立行政法人の組織形態や業務の改善を行うこと等により、独立行政法人及びその制度の機動的・弾力的な運営が確保されることを狙いとするものである。

さらに、この見直しは、国民のニーズからかけ離れた独立行政法人の組織及び業務の存続や自己増殖を防ぎ、従来、特殊法人等について指摘されてきた、必要性の乏しい業務の拡張、存在意義の低下した法人の存続等の問題点を克服するためにも欠くことのできないものである。

イ 主務大臣、府省評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会の役割

通則法においては、独立行政法人の中期目標期間の終了時の見直しについて、主務大臣、府省評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会それぞれの所掌事務が、次のように定められている。

(i) 主務大臣の検討

独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、「当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その他の組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずる」(通則法第35条第1項)こととされている。

(ii) 府省評価委員会の評価

主務大臣の検討に当たり、府省評価委員会の意見を聞くことが義務付けられている(同条第2項)。

(iii) 政策評価・独立行政法人評価委員会の評価

政策評価・独立行政法人評価委員会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、「当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告ができる」(同条第3項)こととされている。

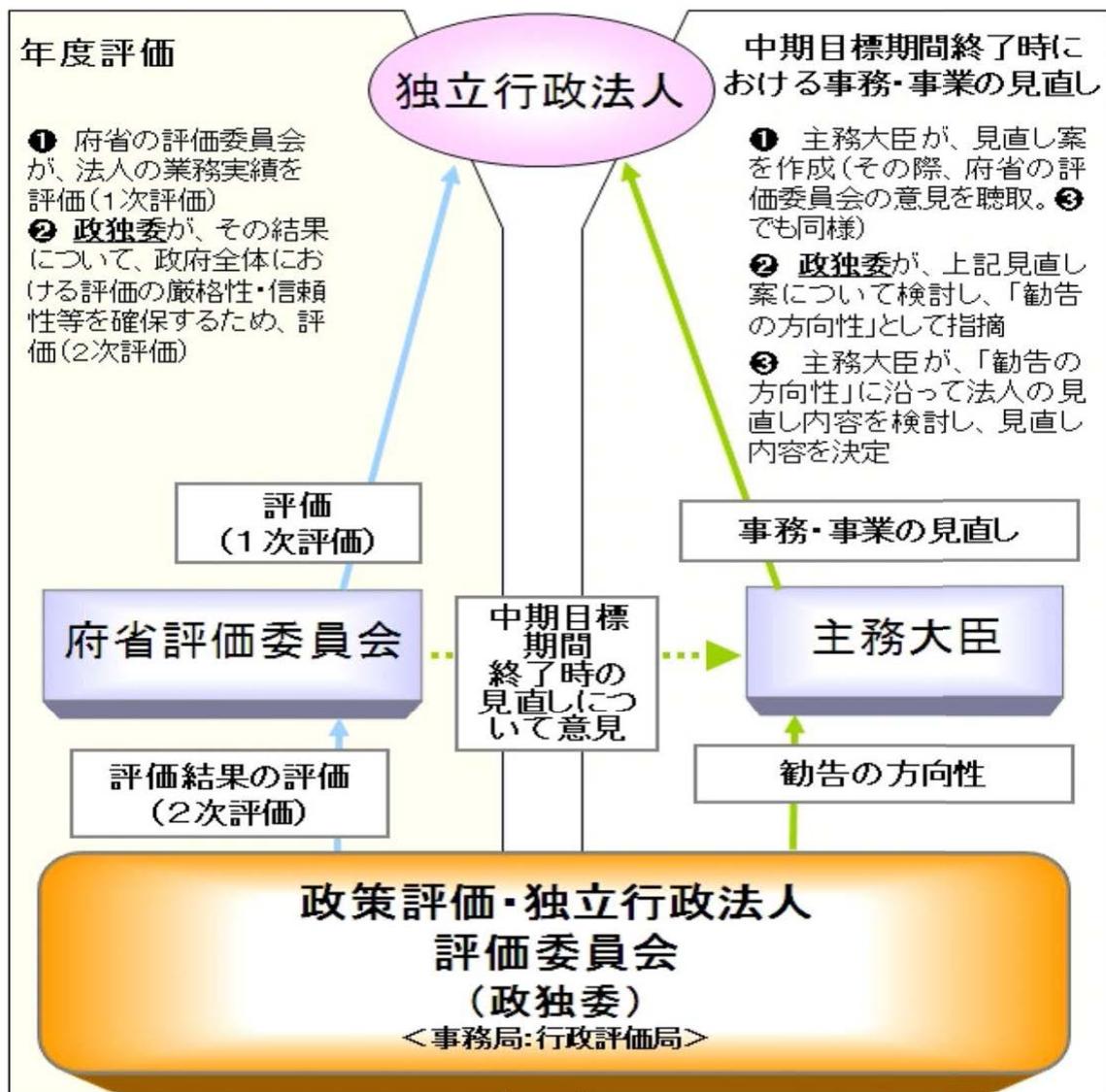
ウ 見直しの仕組み

通則法第35条の定める中期目標期間の終了時の見直しに当たっては、平成15年8月1日に閣議決定された「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」に基づき、次の手順で行われることとされている(図表40及び資料23「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて(平成15年8月1日閣議決定)」参照)。

- ① 主務大臣は、基準第2(事務及び事業の改廃に係る具体的措置)及び基準第3(組織形態の見直しに係る具体的措置)に掲げる具体的措置を盛り込んだ法人の組織・業務全般の見直しについての当初案(以下「見直し当初案」という。)を作成し、その実現に向けて当該法人に係る国の予算要求を行う。
- ② 政策評価・独立行政法人評価委員会は、見直し内容が中期目標期間の開始年度に係る予算に反映できるよう、早期に主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性等の指摘(以下「勧告の方向性」という。)を行う。
- ③ 主務大臣は、予算編成過程において、政策評価・独立行政法人評価委員会による勧告の方向性等の指摘が最大限活かされるように見直し内容を検討し、概算要求を行った見直し当初案に対して所要の修正を加えた上、予算概算決定の時までに、見直し案を決定する。

なお、当該見直し案の決定に際しては、行政改革推進本部の議を経ることとされていたが、平成21年12月25日に閣議決定された「独立行政法人の抜本的な見直しについて」において、当該議を経ることを要しないこととされている(資料24「独立行政法人の抜本的な見直しについて(平成21年12月25日閣議決定)」参照)。

図表 40. 業務実績評価及び見直しのスキーム



2 評価委員会の構成

(1) 府省評価委員会等の構成

平成 26 年4月現在、府省評価委員会は独立行政法人を所管する 11 府省に設置されており、98 の独立行政法人と通則法が準用される日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)を対象として、通則法に基づく評価等の事務を行っている。府省評価委員会別の対象法人数は、最大が文部科学省で23 法人、次に国土交通省が19 法人(他府省と共管の法人を含む。)となっている。また、総合法律支援法(平成 16 年法律第 74 号)に基づく日本司法支援センターの評価等のため、法務省に日本司法支援センター評価委員会が、国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)に基づく国立大学法人及び大学共同利用機関法人の評価等のため、文部科学省に国立大学法人評価委員会が設置されている。

これらの委員会の委員の構成等をみると、5人ないし 29 人の委員が任命されており、委員会によつては、委員に加えて臨時委員や専門委員を任命している。さらに、法務省及び防衛省を除く府省評価委員会等においては、当該委員会に、単独の法人又は業務の性格等の類似する複数の法人単位に分科会や部会を設置し、機能的な評価を行っている(図表 41 及び資料 22「府省独立行政法人評価委員会 委員会名簿(平成 26 年4月1日現在)」参照)。

図表 41. 府省評価委員会の構成 (平成 26 年4月現在)

委員会				委員会に置かれる 分科会・部会							
名称	委員数			対象 法人 数	名称	委員数				評価の対象となる独立行政法人等	
	委員	臨時 委員	専門 委員			委員	臨時 委員	専門 委員	計	法 人 数	名称
内閣府 独立行政法人 評価委員会	14	—	—	14	5	国立公文書館分科会	5	—	—	5	1 国立公文書館
						北方領土問題対策協会 分科会	5	—	—	5	1 北方領土問題対策協会(農林水産省 と共に)
						国民生活センター分科会	5	—	—	5	1 国民生活センター
						宇宙航空研究開発機構 分科会	2	3	—	5	1 宇宙航空研究開発機構(文部科学 省、総務省、経済産業省と共に)
						原子力安全基盤機構分 科会	2	1	—	3	1 原子力安全基盤機構(原子力規制委 員会と共に)
総務省 独立行政法人 評価委員会	12	—	29	41	4	情報通信・宇宙開発分科 会	6	—	14	20	2 情報通信研究機構(財務省と共に)、 宇宙航空研究開発機構(文部科学 省、内閣府、経済産業省と共に)
						郵便貯金・簡易生命保険 管理機構分科会	3	—	6	9	1 郵便貯金・簡易生命保険管理機構
						統計センター分科会	3	—	9	12	1 統計センター
外務省 独立行政法人 評価委員会	13	—	1	14	2	国際交流基金分科会	9	—	—	9	1 国際交流基金
						国際協力機構分科会	10	—	—	10	1 国際協力機構
						コンプライアンス部会	2	—	1	3	2 国際交流基金・国際協力機構

委員会					委員会に置かれる 分科会・部会							
名称	委員数				対象 法人 数	名称	委員数				評価の対象となる独立行政法人等	
	委員	臨時 委員	専門 委員	計			委員	臨時 委員	専門 委員	計	法人 数	名称
財務省 独立行政法人 評価委員会	21	29	-	50	10	農林漁業信用基金分科会	2	3	-	5	1	農林漁業信用基金(主務省は農林水産省及び財務省)
						住宅金融支援機構分科会	2	3	-	5	1	住宅金融支援機構(主務省は国土交通省及び財務省)
						造幣局分科会	2	5	-	7	1	造幣局
						国立印刷局分科会	2	5	-	7	1	国立印刷局
						日本万国博覧会記念機構分科会	2	5	-	7	1	日本万国博覧会記念機構
						酒類総合研究所分科会	2	5	-	7	1	酒類総合研究所
						情報通信研究機構部会	2	1	-	3	1	情報通信研究機構(総務省と一部共管)
						中小企業基盤整備機構部会	2	1	-	3	1	中小企業基盤整備機構(経済産業省と一部共管)
						奄美群島振興開発基金部会	3	-	-	3	1	奄美群島振興開発基金(主務省は国土交通省及び財務省)
						農業・食品産業技術総合研究機構部会	2	1	-	3	1	農業・食品産業技術総合研究機構(農林水産省と共管)
文部科学省 独立行政法人 評価委員会	24	-	-	24	24	初等中等教育分科会	2	10	-	12	2	国立特別支援教育総合研究所、教員研修センター
						高等教育分科会	4	23	-	27	6	大学入試センター、大学評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センター、日本学生支援機構、国立高等専門学校機構、日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)
						社会教育分科会	2	12	-	14	2	国立女性教育会館、国立科学博物館
						スポーツ・青少年分科会	3	9	-	12	2	国立青少年教育振興機構、日本スポーツ振興センター
						科学技術・学術分科会	9	2	-	11	9	物質・材料研究機構、放射線医学総合研究所、理化学研究所、防災科学技術研究所、宇宙航空研究開発機構(内閣府、総務省、経済産業省と共管)、日本学術振興会、科学技術振興機構、海洋研究開発機構、日本原子力研究開発機構(経済産業省、原子力規制委員会と共管))
						文化分科会	4	12	-	16	3	国立美術館、国立文化財機構、日本芸術文化振興会
厚生労働省 独立行政法人 評価委員会	29	23	-	52	21	調査研究部会	5	3	-	8	3	国立健康・栄養研究所、労働安全衛生総合研究所、医薬基盤研究所
						高度専門医療研究部会	5	4	-	9	6	国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター、国立長寿医療研究センター
						国立病院部会	4	3	-	7	1	国立病院機構
						労働部会	5	4	-	9	4	労働者退職金共済機構、高齢・障害・求職者雇用支援機構、労働政策研究・研修機構、労働者健康福祉機構
						医療・福祉部会	5	3	-	8	3	福祉医療機構、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、医薬品医療機器総合機構
						水資源部会	2	1	-	3	1	水資源機構(国土交通省、農林水産省、経済産業省と共管)
						年金部会	3	3	-	6	3	農業者年金基金(農林水産省と共管)、年金・健康保険福祉施設整理機構、年金積立金管理運用
						地域医療機能推進部会	3	3	-	6	1	地域医療機能推進機構

委員会					委員会に置かれる 分科会・部会								
名称	委員数			対象 法人 数	名称	委員数			評価の対象となる独立行政法人等				
	委員	臨時 委員	専門 委員			委員	臨時 委員	専門 委員	計	法人 数	名称		
農林水産省 独立行政法人 評価委員会	25	-	36	61	16	農業分科会	9	-	15	24	7	農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、農畜産業振興機構、農業者年金基金(厚生労働省と共管)、農林漁業信用基金(主務省は農林水産省及び財務省)、水資源機構(国土交通省、厚生労働省、経済産業省と共管)	
						農業技術分科会	5	-	9	14	5	農業・食品産業技術総合研究機構(財務省と共管)、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター、土木研究所(国土交通省と共管)	
						林野分科会	5	-	7	12	1	森林総合研究所	
						水産分科会	6	-	5	11	3	水産大学校、水産総合研究センター、北方領土問題対策協会(内閣府と共管)	
経済産業省 独立行政法人 評価委員会	18	47	1	66	13	経済産業研究所分科会	1	2	-	3	1	経済産業研究所	
						工業所有権情報・研修館分科会	1	3	-	4	1	工業所有権情報・研修館	
						通商・貿易分科会	2	8	1	11	2	日本貿易保険、日本貿易振興機構	
						産業技術分科会	6	15	-	21	4	産業技術総合研究所、新エネルギー・産業技術総合開発機構、宇宙航空研究開発機構(文部科学省、内閣府、総務省と共管)、日本原子力研究開発機構(文部科学省、原子力規制委員会と共管)	
						技術基盤分科会	1	5	-	6	1	製品評価技術基盤機構	
						資源分科会	2	8	-	10	2	石油天然ガス・金属鉱物資源機構、水資源機構(国土交通省、厚生労働省、農林水産省と共管)	
						情報処理推進機構分科会	1	3	-	4	1	情報処理推進機構	
						中小企業基盤整備機構分科会	2	3	-	5	1	中小企業基盤整備機構(財務省と共管)	
国土交通省 独立行政法人 評価委員会	27	54	-	81	19	土木研究所分科会	4	5	-	9	1	土木研究所(農林水産省と共管)	
						建築研究所分科会	2	4	-	6	1	建築研究所	
						交通関係研究所分科会	2	6	-	8	3	交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、電子航法研究所	
						港湾空港技術研究所分科会	3	3	-	6	1	港湾空港技術研究所	
						教育機関分科会	2	9	-	11	3	航海訓練所、航空大学校、海技教育機構	
						自動車検査分科会	3	3	-	6	1	自動車検査	
						鉄道建設・運輸施設整備支援機構分科会	4	3	-	7	1	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	
						国際観光振興機構分科会	2	3	-	5	1	国際観光振興機構	
						水資源機構分科会	2	3	-	5	1	水資源機構(厚生労働省、農林水産省、経済産業省と共管)	
						自動車事故対策機構分科会	3	4	-	7	1	自動車事故対策機構	
						空港周辺整備機構分科会	2	3	-	5	1	空港周辺整備機構	
						都市再生機構分科会	3	4	-	7	1	都市再生機構	
						奄美群島振興開発基金分科会	2	3	-	5	1	奄美群島振興開発基金(主務省は国土交通省及び財務省)	
						日本高速道路保有・債務返済機構分科会	5	3	-	8	1	日本高速道路保有・債務返済機構	
						住宅金融支援機構分科会	3	5	-	8	1	住宅金融支援機構(主務省は国土交通省及び財務省)	

委員会					委員会に置かれる 分科会・部会								
名称	委員数				対象 法人 数	名称	委員数				評価の対象となる独立行政法人等		
	委員	臨時 委員	専門 委員	計			委員	臨時 委員	専門 委員	計	法人 数	名称	
環境省独立行政法人評価委員会	7	2	-	9	2	国立環境研究所部会	6	1	-	7	1	国立環境研究所	
						環境再生保全機構部会	5	2	-	7	1	環境再生保全機構	
防衛省独立行政法人評価委員会	5	-	-	5	1						1	駐留軍等労働者労務管理機構	
日本司法支援センター評価委員会	10	-	-	10	1						1	日本司法支援センター	
国立大学法人評価委員会	20	7	-	27	90	国立大学法人分科会	12	4	-	16	86	国立大学法人	
						大学共同利用機関法人分科会	3	2	9	14	4	大学共同利用機関法人	
旧独立行政法人原子力安全基盤機構評価委員会	4	1	-	5	1						1	原子力安全基盤機構	

(注) 1 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 原子力規制委員会独立行政法人評価委員会日本原子力研究開発機構部会については、平成 25 年 5 月 28 日に設置。

(2) 政策評価・独立行政法人評価委員会の構成

政策評価・独立行政法人評価委員会には、政策評価分科会及び独立行政法人評価分科会が置かれており、独立行政法人等(日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)、国立大学法人及び大学共同利用機関法人を含む。)の評価に関する事項については、政策評価・独立行政法人評価委員会及び独立行政法人評価分科会が担っている。政策評価・独立行政法人評価委員会は、委員長及び6人の委員で構成されており、独立行政法人評価分科会は、委員長、委員4人(うち分科会長1人)及び臨時委員17人で構成されている(平成 26 年 4 月 1 日現在)。

独立行政法人評価分科会では、ワーキング・グループを設けて府省評価委員会等が行った業務実績に係る評価結果の点検作業等や中期目標期間終了時の事務・事業の見直しに係る検討作業を迅速、効率的かつ効果的に行っている。ワーキング・グループには、府省別の5つのワーキング・グループ並びに国立大学法人及び大学共同利用機関法人について検討を行う「国立大学法人等評価ワーキング・グループ」がある。

図表 42. 政策評価・独立行政法人評価委員会名簿

[平成 26 年 4 月 1 日時点]

委員長	おか 岡 もとゆき 素之	住友商事(株)相談役			
【政策評価分科会】			【独立行政法人評価分科会】		
分科会長	たにふじ 谷 藤 悅史	早稲田大学政治経済学術院教授	分科会長	みやうち 宮 内 忍	公認会計士
委 員	ふじい 藤井 真理子	東京大学先端科学技術研究センター教授	委 員	うめさと 梅 里 良 正	日本大学医学部社会医学系医療管理学分野診療教授
	もりいづみ 森 泉 陽子	神奈川大学経済学部教授		いしだ 石 田 晴 美	文教大学情報学部准教授
				もりいづみ 森 泉 陽子	神奈川大学経済学部教授
臨時委員	あおやま 青山 彰久	読売新聞東京本社編集委員	臨時委員	あべ 阿 部 啓子	東京大学大学院農学生命科学研究科特任教授
	うしお 牛 尾 陽子	財団法人東北活性化研究センター アドバイザリーフェロー		あらはり 荒 張 健	新日本有限責任監査法人シニアパートナー
	おの野 小 野 達也	鳥取大学地域学部教授		ありのぶ 有 信 瞳 弘	東京大学監事
	かとう 加 藤 浩 徳	東京大学大学院工学系研究科 准教授		いづも 出 雲 明 子	東海大学政治経済学部准教授
	かどわき 門 脇 英 晴	(株)日本総合研究所特別顧問		おおにし 大 西 昭 郎	東京大学公共政策大学院特任教授
	きどころ 城 所 幸 弘	政策研究大学院大学教授		おかもと 岡 本 義 朗	新日本有限責任監査法人工グゼクトイプディレクター
	こみね 小 峰 隆 夫	法政大学大学院政策創造研究 科教授		かわい 河 井 聰	弁護士
	さとう 佐 藤 主 光	一橋大学大学院経済学研究科 教授		かわい 川 合 真 紀	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授 独立行政法人理化学研究所理事
	しみず 清 水 涼子	公認会計士 関西大学大学院会計研究科教授		きむら 木 村 琢 麟	千葉大学大学院専門法務研究 科教授
	しらいし 白 石 小百合	横浜市立大学国際総合科学部教授		くどう 工 藤 裕 子	中央大学法学部教授
	たかはし 高 橋 伸 子	生活経済ジャーナリスト		こうの 河 野 英 子	横浜国立大学大学院国際社会 科学研究院教授
	たなか 田 中 常 雅	東京商工会議所特別顧問 東京商工会議所人口政策委員会共同委員長		さいとう 齋 藤 真哉	横浜国立大学大学院国際社会 科学研究科教授
	たなか 田 中 弥 生	独立行政法人大学評価・学位授 与機構准教授		せがわ 瀬 川 浩 司	東京大学先端科学技術研究 センター教授
	つつみ 堤 盛 人	筑波大学大学院システム情報工 学研究科教授		そのだ 園 田 智 昭	慶應義塾大学商学部教授
	なかいづみ 中 泉 拓 也	関東学院大学経済学部教授		はらだ 原 田 久	立教大学副総長
	まえだ 前 多 康 男	慶應義塾大学経済学部教授		みやもと 宮 本 幸 始	日本ユーティリティサブウェイ (株)代表取締役社長
	もりた 森 田 朗	国立社会保障・人口問題研究所 所長		やなぎさわ 柳 澤 義 一	日本公認会計士協会副会長 新創監査法人統括代表社員
専門委員	おおたけ 大 竹 文 雄	大阪大学社会経済研究所教授			